

# 石川糸里遺跡(5)

——消防塩崎分署地点——

1991・3

長野市教育委員会

## 例 言

- 1 本書は、長野市（消防局総務課担当）が施工する長野市消防局長野南消防署塩崎分署建設事業に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書である。
- 2 発掘調査は、長野市教育委員会埋蔵文化財センターが実施し、その期間は、平成2年5月21日～平成2年6月11日である。
- 3 発掘調査地は、長野市篠ノ井塩崎字北小坪4158に所在する。
- 4 遺跡名および調査地点は、「石川条里遺跡・消防塩崎分署地点」とする。
- 5 本書作成においては、調査員が分担して整理作業を行なった。（文責：青木和明）
- 6 調査によって得られた諸記録は、長野市教育委員会（埋蔵文化財センター）で保管している。

# 目 次

序

例言

## I 調査経過

- 1 調査の契機…………… 1
- 2 発掘調査経過…………… 1
- 3 調査の体制…………… 3

## II 石川条里遺跡の環境

- 1 位置と範囲…………… 4
- 2 発掘調査歴…………… 5

## III 調査内容

- 1 調査の概要…………… 9
- 2 第1検出面……………
- 3 第2検出面……………12
- 4 遺物……………18

## IV まとめ……………18

## 挿図目次

- 図1 石川条里遺跡と周辺の遺跡群…………… 4
- 図2 石川条里遺跡と周辺遺跡群の調査位置… 7
- 図3 調査地点の位置と字名…………… 8
- 図4 第1検出面……………11
- 図5 第2検出面と遺物の垂直分布……………15
- 図6 調査区南壁の土層断面図……………16
- 図7 出土遺物①……………16
- 図8 出土遺物②……………17

# I 調査経過

## 1 調査の契機

長野市消防局では、消防署所の適正配置計画に基づき、JR篠ノ井線西部地区防壁の迅速をはかるため、長野南消防署の分署建設計画を策定した。建設予定地が周知の埋蔵文化財「石川条里遺跡」範囲内に位置したため、依頼を受けた市教育委員会埋蔵文化財センターでは、平成2年1月13日に確認調査を実施し、木材等の埋没を含む古墳時代～奈良・平安時代の埋蔵文化財包蔵を確認するに至った。

平成2年度、長野市消防局長野南署塩崎分署建設事業が6月をもって着手される運びとなったため、市教育委員会埋蔵文化財センター及び関係部局において、事業に先立って埋蔵文化財保護について協議を重ね、発掘調査により埋蔵文化財の記録保存を実施することが決定された。

## 2 発掘調査経過

発掘調査対象範囲は、塩崎分署建設計画で中地下に影響の及ぶことが確実と判断される事務所棟範囲(260㎡)に限定され、その他の部分に関しては、慎重工事による現状保存の措置がとられた。

発掘調査作業は、平成2年5月21日の表土除去作業から開始された。確認調査結果より、調査の対象が奈良・平安時代と古墳時代の2面に及ぶことが明かであったため、検出位置を上下2面に設定し、上層を第1検出面、下層を第2検出面と呼称することにした。

次に、調査日誌要約を掲載し、発掘作業の経過を報告する。

5月21日(晴)重機による表土除去作業開始。

5月22日(晴)重機による表土除去作業完了。

5月23日(晴)第1検出面、検出作業開始。

5月24日(晴)第1検出面、検



調査開始 表土除去



第1検出面 水路跡の検出作業

出作業継続。

5月25日(晴)用水の溢水により調査区が水没、排水作業。

5月28日(晴)第1検出面、奈良・平安時代の水路跡検出。

5月29日(晴)第1検出面、奈良・平安時代の水路跡検出。

5月30日(晴)第1検出面、検出作業終了。全体写真撮影の後、測量作業。

5月31日(晴)第2検出面、重機により上部土層除去作業。検出作業開始。

6月1日(晴)第2検出面、検出作業継続。

6月4日(曇)第2検出面、検出作業継続。雨のため作業を一時中断。

6月5日(晴)第2検出面、検出作業継続。古墳時代の畦畔様遺構の検出。

6月6日(晴)第2検出面、検出作業継続。古墳時代の畦畔様遺構の検出。木製品集中区の検出作業をほぼ終了する。

6月7日(晴)第2検出面、全体清掃・写真撮影。試掘坑を設定し、下部土層の確認作業開始。

6月8日(晴)第2検出面、測量作業。下部土層の試掘作業を終了し、機材を撤収する。

6月11日(晴)第2検出面、測量・記録作業及び、遺物の取り上げ作業を終了し、現場における作業を完了する。

以下、整理作業は平成3年1月より着手し、本報告書刊行をもって事業を完了した。



第1検出面の検出作業



第2検出面の検出作業



第2検出面 畦畔様遺構の検出作業



### 3 調査の体制

長野市教育委員会埋蔵文化財センターの直轄事業として実施し、組織・業務分担は以下のとおりである。

調査主体者	長野市教育委員会教育長	奥村秀雄
総括責任者	長野市埋蔵文化財センター所長	水沢国男
庶務係	主幹・所長補佐	小山正
“	職員	青木厚子
調査係	調査係長	矢口忠良
“	主事	青木和明
“	“	千野浩
“	“	飯島哲也
“	職員	中殿章子
“	“	横山かよ子
“	“	今井悦子
“	専門主事	小松安和
“	“	中沢克三
“	“	大室昂

調査員 小林伸子・塚越久美子・寺島孝典・森泉かよ子・矢口栄子

調査参加者 泉明美・岩崎弘子・内山直子・太田豊一・北村利雄・塩原恵美子・清水節子・西沢乾  
南沢近登・南沢伸三・三宅計佐美・三宅利正・矢島秀子・山本恵美子・吉沢澄子

整理参加者 池田見紀・岡沢治子・小泉ひろ美・徳成奈於子

遺構測量委託 (有)写真測図研究所

以上、直接発掘調査に参加された方々のほかに、土地所有者倉石嘉重郎氏、天幕設営地・駐車場・飲料水等提供いただいた勝建設株式会社、そして工事関係の消防局総務課・長野南消防署・川中島建設株式会社の担当者からは発掘調査の実施に際し、多大なご援助をいただきました。記して感謝申し上げます。

## II 石川条里遺跡の環境

### 1 位置と範囲

長野市篠ノ井の西部域（石川・二ツ柳・塩崎）には、条里的地割が認められる水田地帯が広がっている。特に下石川集落に南接する水田では、東西5町、南北4町ほどの条里的景観が良好に残される。また、千曲川対岸の更埴市には、条里水田調査の端緒を開いたとして研究史上著名な「更埴市条里遺構」が存在しており、県下でも有数規模を誇る条里景観をみる。また、千曲川流域に発達した自然堤防上には、大規模な集落遺跡群が展開されており、善光寺平南縁には、居住域と生産域とがみごとに対照をみせる歴史的景観が形成されることとなる。

篠ノ井西部域の条里的な地割について、本格的に言及されたのは米山一政氏であった。氏が指摘した条里遺構の範囲は「上石川・下石川・方田部落の南方、平久保・山崎部落の北一帯の水田地帯全域」であり、更埴市条里遺構の調査所見を引用しながら、旧遺構が氾濫により埋没した後に再生された条里遺構であろうと考察されている。また、字名の検討から、条里遺構が、さらに広い範囲で敷設されていた可能性をも推測されている。

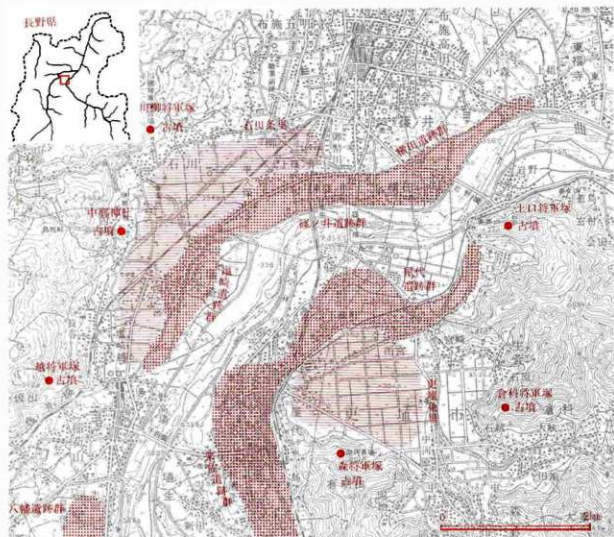


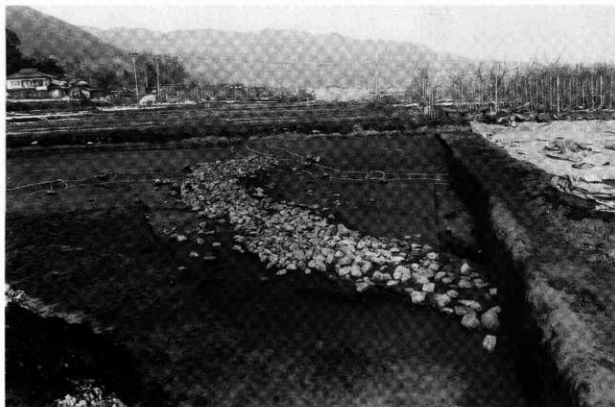
図1 石川条里遺跡と周辺の遺跡群（1：50,000）

## 2 発掘調査歴

石川条里遺跡における考古学的調査は、昭和57年度に「川柳地区団体営圃場整備事業」にともない着手された確認調査が端緒となり、以降、「平久保地区団体営圃場整備事業」から「篠ノ井西部地区県営圃場整備事業」へと調査が引き継がれ、継続的に実施されてきている。当初、地表下1m内外に氾濫砂層により被覆されて位置する平安時代水田遺構が、調査の対象となり、現存する条里的景観と埋没水田遺構の地割との対比に注意が払われてきた。その後、平安時代水田遺構上層での中・近世水田遺構の検出や、プラント・オパール分析調査などの成果により、埋没する水田遺構の時代は、弥生時代以降の各時代にわたることが認識される等、連続と営まれてきた水田域における埋没遺構の実態の一部が確認されつつある（『石川条里遺跡(4)』1989 ほか）。

昭和63年度からは、高速道路「長野自動車道」建設事業に伴う発掘調査が、長野県教委・(財)長野県埋蔵文化財センターにより開始され、石川条里遺跡の範囲内から幅10mを越える大規模な溝により区画された古墳時代居住域の発見がなされた。溝の区画内規模は100m以上を測り、約400ものぼる土壌が配置されているという。土壌内と溝内からは、多数の土器とともに車輪石・石剣・玉・銅鏡破片・銅鏃などが出土し、祭祀の場としての性格が抽出されるという（『長野県埋蔵文化財センター年報6』1980）。

この特殊な古墳時代遺構周辺において実施された県営圃場整備事業に伴う調査でも、同地点より100m北側の地点において、同時代の居住域遺構の発見に及んでいる。中郷神社から連続する尾根状地形から低湿な縁辺部水田地帯へと移行する自然地形を利用し、一部を削り出し成形したものが、一辺約100mの丘陵状の方形区画の一部が検出され、その一角には葺石状の集石遺構の存在も明らかとなった（写真）。低地への落ち込み際からは、廃

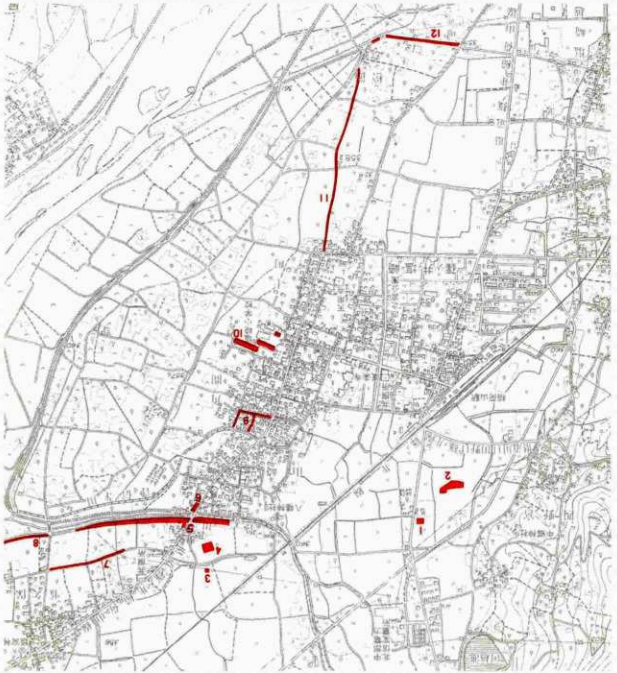




察された極めて多数の土器とともに石剣・玉類の出土が見られ、高速道建設予定地におけるそれと同様の状況が把握された。溝による区画と自然地形としての低湿地利用という差はあるにせよ、立地及び遺物の出土状況とその内容に認められる共通点から、一連の居住域遺構として今後位置付けられてゆくこととなろう。

長野市教育委員会では、石川条里遺跡における古墳時代居住域遺構に関して、その字名を冠して「柗下」(クネシタあるいはウネシタ)地点と仮称し、古墳時代居館およびそれにかかわる居住域としての性格をも想定している。いずれにせよ、石川条里遺跡の中で特異な立地を見せ、低湿な水田域に囲まれる形となる古墳時代居住域遺構の存在には注目されるべきものがあり、その範囲の確定と保護に関して留意すべきことが課題とされる。

図2 石川集雨圏と周辺通称の調査位置 (1:13,000)



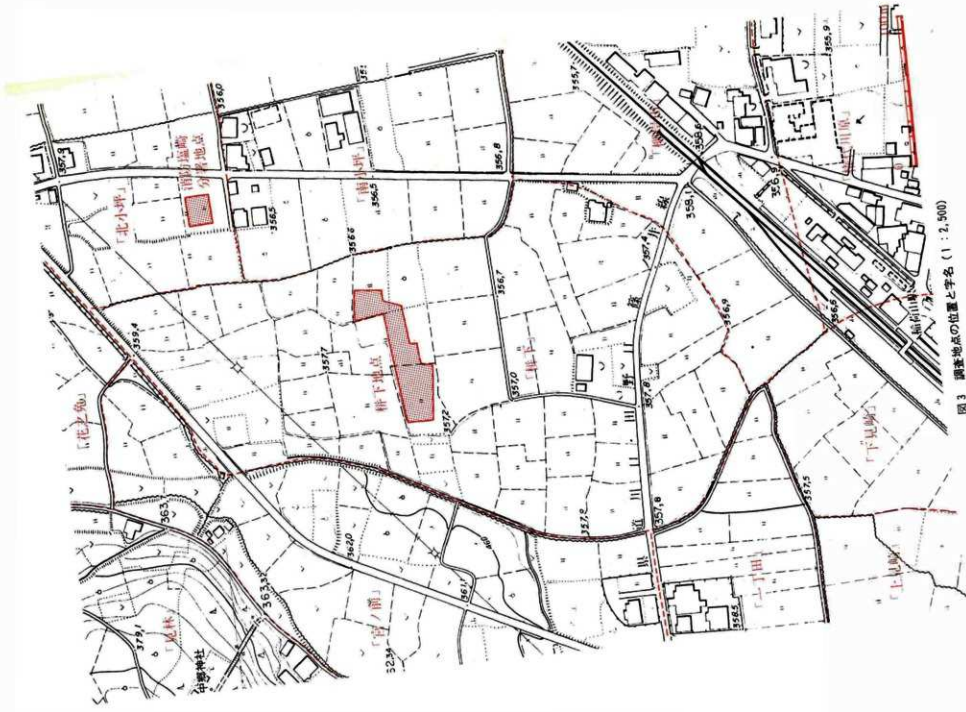


図3 調査地点の位置と字名 (1:1,500)

### Ⅲ 調査内容

#### 1 調査の概要

発掘調査の対象地は塩崎地籍字「北小坪」に所在し、中郷神社から延びる尾根状の緩やかな傾斜地から低湿な水田地帯へと移行する地形変換点にあたる。前項で紹介した、古墳時代居住域遺構の検出された柝下地点とはわずかに100mの距離を隔てるのみであり、現状地形の観察から、居住域と水田域との接点に該当するものと目され、柝下地点の遺構の広がりを確定するうえで重要な立地を占めるといえる。

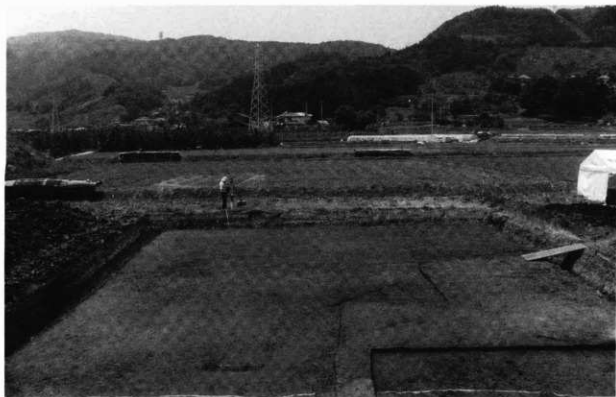
発掘調査に先立ち実施した確認調査の結果から、調査対象地においては地表下1.2m前後の深さに奈良・平安時代、地表下1.5m前後の深さに古墳時代、の2面にわたる遺物包含層の存在が予想されていた。調査着手においては、同所見に従い、それぞれの面に検出作業面を設定した。

##### 第1検出面

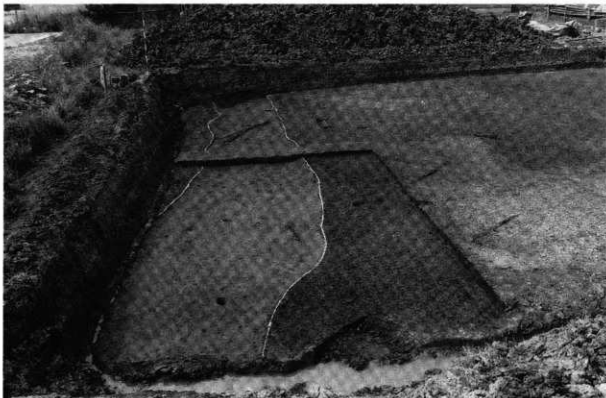
奈良・平安時代の遺構検出を目指して設定し、氾濫によると推定された砂層（8層）により部分的に被覆された、黒色粘土層（9層）上面を検出の基準とした（図6）。検出面は南東方向への緩やかな傾斜を示し、調査範囲の東端に水路の痕跡と考えられる溝を検出するに及んだ。

##### 第2検出面

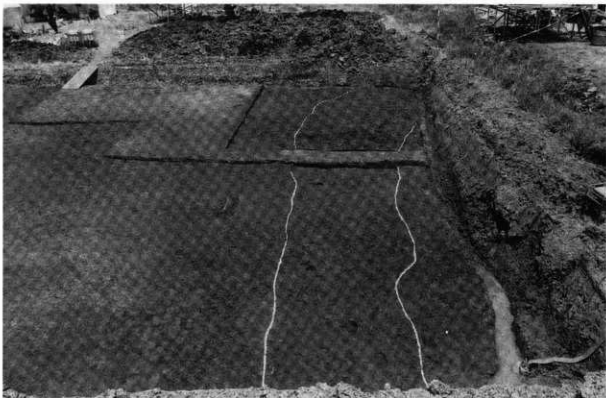
弥生・古墳時代の遺構検出を目指して設定し、灰褐色粘土層（10層）中位を検出の基準とした。灰白色を強める11層中に、帯状に並ぶ木材の集中的な埋没状態が検出され、畦畔様の遺構と判断されることとなった。



第1検出面（東より）



第1検出面の溝（北より）



第1検出面の溝（南より）



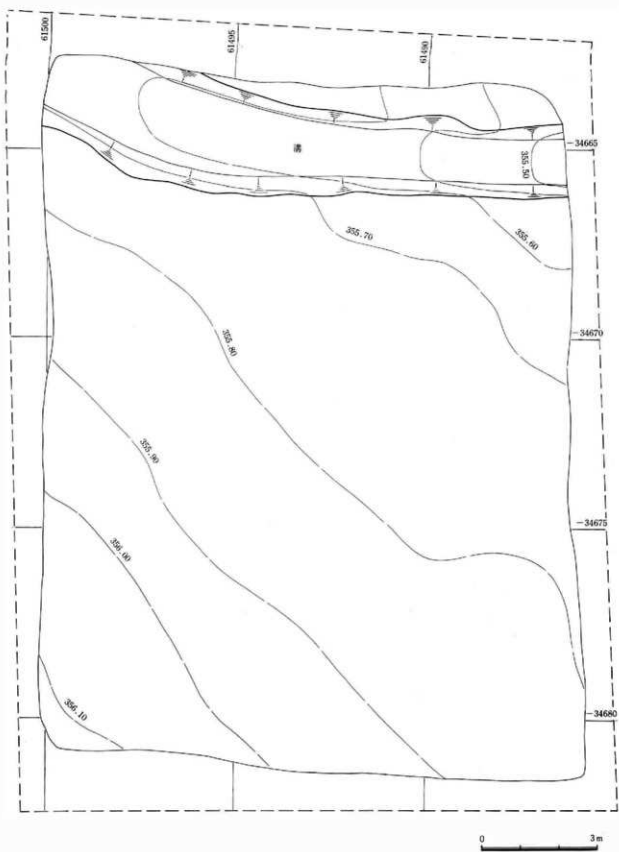


图4 第1块出面全体图 (1:100)

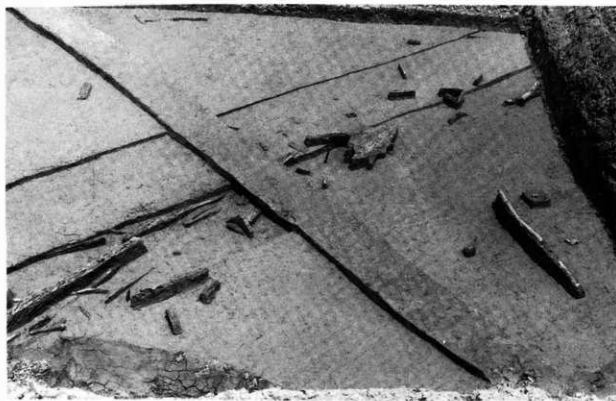
## 2 第1検出面（奈良・平安時代）

検出された溝の規模は、幅1.8～3.0m、深さは検出面から最大で20cmと浅い。溝の覆上は、直上層となる凝灰岩質の砂層（8層）であり、その被覆範囲は溝の肩部をこえて両側に4mほど広がりを見せ、完全に溝を埋没させる状態にある。溝の走行はほぼ南北方向、南への傾斜が観察される。直接遺構にかかわる出土遺物はないが、検出の基準となった黒色粘土層（9層）中から、奈良時代に比定される須恵器杯破片が出土しているため、その所属年代は奈良時代から平安時代にかけてのものと判断される。

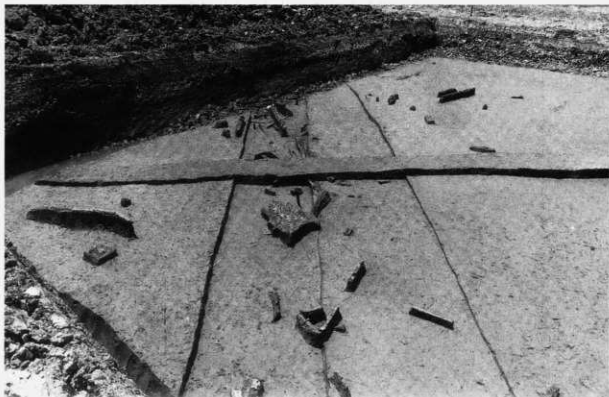
溝の性格を考える場合、該期の水田耕作に伴う水路としての機能を想起することができる。溝の検出面は南東方向への緩やかな傾斜地形を示し、また、検出基準の黒色粘土層（9層）中には、未分解の植物遺体が多量に包含される。これに対して溝を被覆するかたちの8層をはさんで、上部の7層は上面がほぼ水平に近い傾斜を示すに至り、ややシルト質ながら水田土壌としての要素も指摘される。水田開発にともない排水を目的として敷設された溝が水田耕作の途上で何らかの理由から廃絶し、水田土壌下に埋没したという状況を推定しておく。

## 3 第2検出面（古墳時代）

この検出面においては、木材の埋没が多く検出され、そのなかでも調査範囲の南東隅を横切るようにして北東—南西方向に敷設された木材の帯状遺構が目目される。水田遺構のうち大形畦畔などに例のある畦畔内への補強木材埋め込み施設に類似する要素が認められ、その残欠である可能性が高いものと判断し、ここでは、畦畔様遺



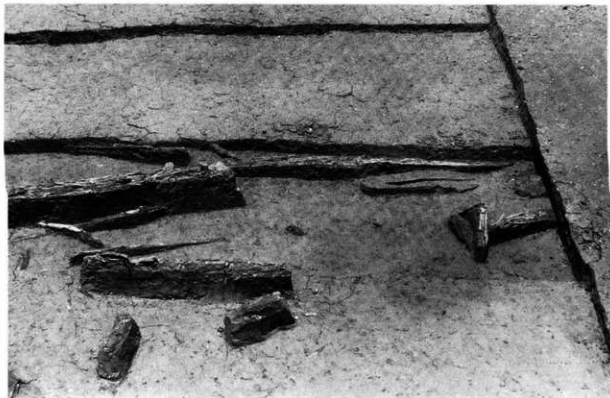
第2検出面（南より）



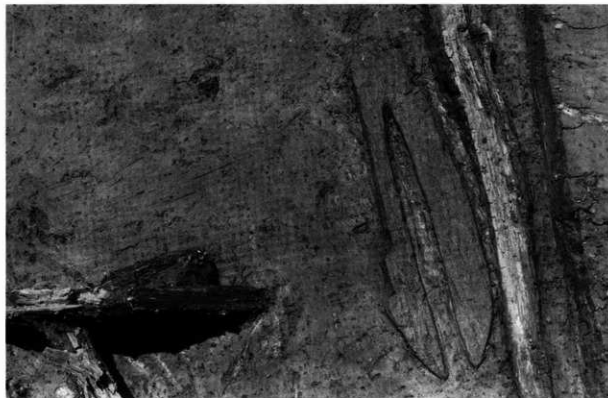
第2検出面（北東より）



第2検出面 遺物出土の状態



第2検出面 遺物出土の状態



第2検出面 遺物出土の状態(又撮)

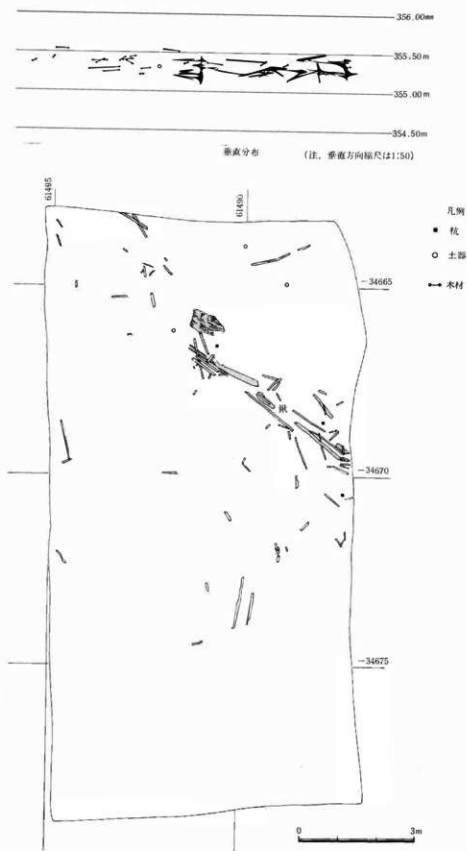


図5 第2検出面全体図と遺物の垂直分布(1:100)

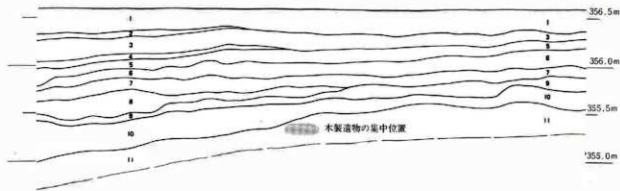


図6 調査区南壁の土層断面図 (横 1:100, 縦 1:40)

構と称することとする。なお、調査においては、畦畔の盛土や木材埋設の掘り込み痕跡は検出できなかった。

畦畔様遺構を構成する木材は、太さ10cm程度の割材、樹皮を残す枝材、厚さ2cm程度の板材、杉皮状の樹皮など多様な構成が見られる。中でも、長さ1m前後の割材が多数を占め、次いで枝材が目立つ。木材は、遺存状態が良好でないため、加工の痕跡を特定することが困難なものほとんどとするが、建築材等に用いた廃材を利用しているらしいことはその形状から明らかであろう。50点を越える木材は、ほとんどのものが水平状態に置かれている。配列状態には方向を同じくする他は特に規則性を認めないが、その範囲は垂直分布図(図5)から明らかとなっており、標高355.5mを上限として約40cmの厚さではほぼ水平の分布を見せる。また、横位置の木材を押え込むかのように打ち込まれた3本の杭が検出されており、類例として考えた畦畔内の木材埋め込み施設と共通する点である。検出された杭と木材の分布から復元すると、幅1m、高さ0.5mの畦畔規模が推定されよう。構築された時代は、木材に混入して検出された1点の又鎌と若干の土師器破片から、古墳時代中期に比定されることが確実と判断される。

土層断面(図6)においては、この畦畔様遺構を境として段差が形成されている状態が観察でき、遺構が地形改変を目的とした土施設の一部として機能していることがわかる。上下段とも地形は水平に近いとはいえず、ある程度の傾斜を認めざるをえないところであり、本遺構をもって水田遺構へと結びつけることが可能となるかには問題が残るだろう。該期の水田遺構に例を見る、小畦畔による小区画水田の手法により、当該地が水田として利用されていたと考えるのが妥当なのか、あるいは別の目的による土工の一環として位置付けられるのか、その判断については今後の調査の課題として提示しておきたい。

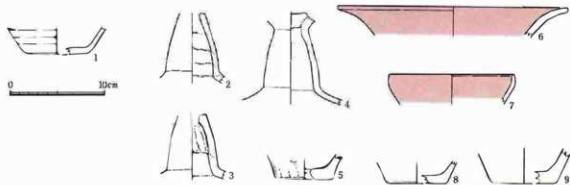


図7 出土遺物①(14)

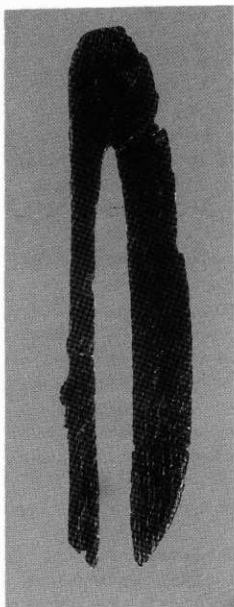
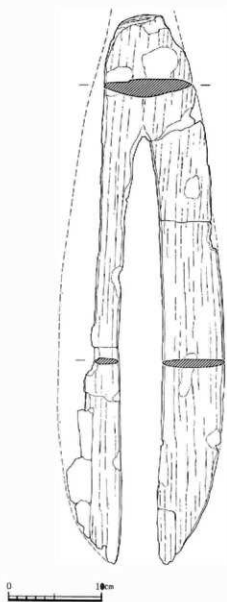
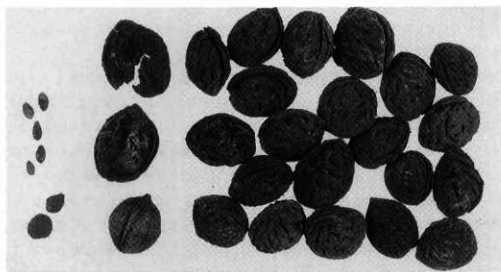


図8 出土遺物② (34)



種子・堅果

## 4 遺物

### 土器

須恵器坏（図7-1）9層中より出土したもので、底部へラ切り痕を残す。奈良時代の所産。

土師器高坏（図7-2～3）10層中の第2検出面及び11層中の畦畔様遺構から出土したもので、古墳時代中期の所産。

弥生土器（図7-5～9）11層中から出土したもので、弥生時代後期の所産。甗（5）、赤色塗彩された壺（6）・鉢（7）、甕（8・9）がある。

又鍬（図8）第2検出面畦畔様遺構から木材に混入して出土したもので、古墳時代中期の所産。鍬身一方の側縁部を半分ほど欠損し、着柄部も折損している。遺存部の全長は58cmである。表面の腐食が進行し、加工痕を明瞭には観察できず、また、部分的に細片化しており、保存状態は悪い。二又にわかれた鍬身の長さは45cm、幅は最大で6.5cmを測り、身と身の間隔は最大で4.5cm程度である。身の厚さは着柄部から刃先へ向かって徐々に薄くなる傾向があり、身中央部でも厚さは8mm程度と薄く仕上げられている。着柄部は鍬裏が平坦で着柄面を形成し、表は丸みを帯びて断面がコマボコ状となる。折損するため全体の形状が不明であるが、いわゆる「ナスビ形」を呈する可能性は高いと思われる。

種子・堅果（写真）9・10層中から検出されたもので、ウリ科植物の種子・クルミ・モモ類の種子などが判別される。特にモモ類の種子が多く、点数は50点近くにのぼる。

## IV まとめ

地下に埋没する水田遺構の広がりから、篠ノ井地区西部の千曲川後背湿地大部分が石川条里遺跡の範囲として認識されつつある現在、埋蔵文化財の保護活動の一つの手段として実施される発掘調査の範囲は余りにも限定された存在に過ぎない。また、そもそもの石川条里遺跡という名称についても、曖昧な意味合いが強く、現状では、単に埋蔵文化財の包蔵範囲を漠然と括る一つの枠としての意味しか持ちえていない。今回調査に及んだ「消防塩崎分署地点」の調査結果について、「石川条里遺跡」の名称を冠して報告することに、ある種のためらいを覚えたつとも、その積み重ねをもってすれば、何年か先には遺跡の構造の一端も明らかになる日が来るだろうと信じて、報告を終えることとする。

なお、発掘作業中に地元の方から興味深い話を聞き取ることができたので紹介しておきたい。話というのは、千曲川の氾濫とその冠水範囲についてである。現在のように堤防が完備される以前には、この地の水田が氾濫の度に冠水してきたが、どんなに大きな氾濫においても、調査地点を境として標高を上げる地域にはその被害が及ばなかったという口伝があるという。今回調査に及んだ地点が、尾根状の高まりをもつ地形から低湿な水田域へと移行する地形変換点に位置することは先述してきた。また、尾根状の高まりを持つ微高地の上に、古墳時代の居館とそれにかかわる居住域が展開されているらしい可能性も、近年の調査結果から指摘されつつある（柗下地点）。それに関連させて、柗下地点が千曲川後背湿地のなかで例外的に水害を受けにくい環境を有してきたことが証明されるなら、その立地条件が古墳時代の居館及びそれに関連した居住域遺構の建設と占地に深く関与することは想像に難くない。今後、柗下地点で確認された居住域遺構の範囲とその成立の背景を考えるうえで、見逃せない要件となろう。



長野市の埋蔵文化財	第1集『信濃長原古墳群』
”	第2集『浅川西条』
”	第3集『中村遺跡』
”	第4集『塩崎遺跡群』
”	第5集『塩崎遺跡群(2)』
”	第6集『三輪遺跡-付水内坐一元神社遺跡』
”	第7集『田中神遺跡』
”	第8集『藤ノ井遺跡群』
”	第9集『四ツ屋遺跡(第1～3次)・徳間遺跡・塩崎遺跡群(3)』
”	第10集『湯谷古墳群・長礼山古墳群・駒沢新町遺跡』
”	第11集『箱清水遺跡・大峰遺跡・大清水遺跡』
”	第12集『浅川扇状地遺跡群-半礼バイパスA・E地点遺跡-』
”	第13集『浅川扇状地遺跡群迎田遺跡・川田条里の遺構・石川条里の遺構』
”	第14集『石川条里の遺構(2)・上駒沢遺跡』
”	第15集『箱清水遺跡(2)』
”	第16集『石川条里の遺構(3)・(付上駒沢遺跡)』
”	第17集『浅川扇状地遺跡群-半礼バイパスB・C・D地点-』
”	第18集『塩崎遺跡群IV-市道松節-小田井神社地点遺跡-』
”	第19集『土口将軍塚古墳-重要遺跡確認緊急調査-』
”	第20集『三輪遺跡(2)』
”	第21集『芹田小学校遺跡』
”	第22集『長野吉田高校グラウンド遺跡』
”	第23集『横田遺跡群 富士宮遺跡』
”	第24集『塩崎遺跡群V 殿屋敷遺跡』
”	第25集『南川向遺跡』
”	第26集『東香場遺跡』
”	第27集『小柴見城跡』
”	第28集『宮崎遺跡』
”	第29集『浅川瀨遺跡』
”	第30集『地附山古墳群』
”	第31集『町川田遺跡』
”	第32集『中条遺跡』
”	第33集『鶴前遺跡・塩崎城跡』
”	第34集『石川条里遺跡(4)』
”	第35集『藤ノ井遺跡群II』
”	第36集『屋地遺跡II』
”	第37集『藤ノ井遺跡群III』
”	第38集『栗田城跡・下宇木遺跡・三輪遺跡(3)』

長野市の埋蔵文化財第39集

塩崎遺跡群(6)

石川条里遺跡(5)

平成3年3月25日 印刷

平成3年3月31日 発行

編集 長野市教育委員会  
発行 長野市埋蔵文化財センター

印刷 西沢印刷株式会社